

茨城町奨学金貸付けの募集

卒業後、茨城町に定住する方は返済免除

町では、経済的理由により大学等での修学が困難な学生を対象に奨学金を貸付けます。この奨学金は、大学等を卒業後6か月以内に茨城町に定住を開始し、その後5年を経過した場合に返済を免除します。

▶対象者

大学・短期大学・専修学校の専門課程（以下「大学等」という）に在学する方

▶応募資格(以下のすべてに該当する方)

- ①茨城町民、または茨城町民の子であること
- ②人物及び学業ともに優れている者であること
- ③経済的な理由により修学が困難と認められること
- ④確実な連帯保証人及び保証人を選任できること

▶募集人数・貸付金額等

募集人数 5人

選考方法 申請書類で選考

〔応募者多数の場合は小論文試験（5月30日(日)実施予定）を行います〕

貸付金額 月額2万円（年額24万円）

貸付期間 在学する大学等の正規の修業期間

利息等 貸付利息は無利息（返済が滞った場合は所定の延滞利息を徴収します）

▶返済方法

大学等を卒業後6か月経過後から10年以内に割賦にて返済していただきます

▶募集期間

4月1日(木)～5月21日(金)

▶申込方法

募集期間内に、申請書類（奨学金貸付申請書等）を学校教育課窓口まで提出してください（申請書類、申込方法等、奨学金の詳細は、募集要項をご確認ください）。

▶奨学金の返済免除

大学等を卒業後、6か月以内に茨城町に定住を開始し、その後5年間を経過した場合に奨学金全額の返済を免除します。

募集要項及び申請書類は、**茨城町駒場庁舎 学校教育課窓口**で配布しています。
また、町ホームページからもダウンロードできます。

【申込・問合せ先】 学校教育課 総務グループ ☎ 029-240-7121（直通）
茨城町駒場庁舎（茨城町駒場450）

